

岡山大学保育所（なかよし園）利用料金等に関する内規

〔平成22年4月1日〕
学 長 裁 定

一部改正 平成22年9月28日

（趣旨）

第1条 この内規は、岡山大学保育所（なかよし園）利用内規（平成22年4月1日学長裁定。以下「利用内規」という。）第8条第2項の規定に基づき、なかよし園の利用料金等について定めるものとする。

（入所料）

第2条 なかよし園の入所料は、次のとおりとし、徴収後は返還しない。

乳幼児	1人につき 15,000円
-----	---------------

2 利用内規第5条ただし書きによる手続きを経て、入所した乳幼児については、前項の規定を適用しない。

（保育料）

第3条 なかよし園の月曜日から金曜日までの利用における保育料は、1人につき次のとおりとする。ただし、この条における乳幼児の年齢は、入所年度の4月1日現在の年齢とする。

乳児（満1歳未満）	月額52,000円
満1歳以上満3歳未満の幼児	月額50,000円
満3歳以上満4歳未満の幼児	月額40,000円
満4歳以上の幼児	月額33,000円

2 なかよし園の土曜日の利用における保育料は、1人1回につき次のとおりとする。

	半 日 額	日 額
満3歳未満の乳幼児	1,800円	3,000円
満3歳以上の幼児	1,200円	2,000円

※ 半日は、13時まで又は12時30分以降に利用した場合とする。

3 土曜日に保育を希望する者は、原則として希望する日の前月の25日以前に園長に申し出なければならない。ただし、土曜日に保育を希望する者の数が児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項に規定する保育士が2人で保育できる人数（以下「保育可能数」という。）を超える場合は、先着順で保育可能数まで受け入れることができる。

4 2人以上が入所する場合の第1項に規定する保育料は、2人目からは半額とする。

（超過保育料）

第4条 保育時間（7時30分から18時まで）を超えて保育を希望する場合は、事前に園長に申し出なければならない。

- 2 前項に係る超過保育料は、1時間ごとに500円を徴収する。
- 3 前項に規定する超過保育料は、2人以上を超過保育する場合には、2人目から半額とする。

(給食費)

第5条 乳幼児の月曜日から金曜日までの利用に係る給食費は、第3条第1項に規定する保育料に含まれるものとする。

- 2 保育士等が保育上、給食をともにする場合の保育士等の給食費は、月額6,000円とする。
- 3 その他園長が、特に保育所の利用を認めた場合の給食費は、1日につき300円とする。

(利用料金の支払い方法)

第6条 入所料は、保育料と併せて支払うものとする。

- 2 入所料、保育料及び給食費(以下この項及び次項において「保育料等」という。)は、国立大学法人岡山大学職員就業規則(平成16年岡大規則第10号)第30条ただし書きの規定に基づき、当月分の保育料等を当該月に支給される給与の金額から控除するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、当該月に給与が支給されない者又は岡山大学(以下「本学」という。)の職員でない者については、当月分の保育料等を当該月の末日までに支払わなければならない。
- 4 超過保育料及び土曜日利用の保育料(以下この項及び次項において「超過保育料等」という。)は、当月分について翌月に支給される給与の金額から控除するものとする。ただし、12月については、25日までの超過保育料等を翌月に支給される給与の金額から控除し、25日後の超過保育料等は、翌年2月に支給される給与の金額から控除するものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、控除されるべき月に給与が支給されない者又は本学の職員でない者については、当月分の超過保育料等を翌月の末日までに支払わなければならない。ただし、12月については、25日までの超過保育料等を翌月の末日までに支払い、25日後の超過保育料等は、翌年2月末までに支払わなければならない。
- 6 第3項の規定により保育料等を支払う者については、事前の申し出により6ヶ月分又は12ヶ月分を一括して支払うことができる。ただし、支払いの時期は4月又は10月とし、年度を超えた保育料等については、支払うことができない。

(保育料等の返還及び免除)

第7条 保育料及び給食費は、原則として返還しない。ただし、一括して支払った者が、退所又は月の初めから終わりまで連続して休所することを前月の末日までに園長に所定の様式により提出し、許可された場合には、月単位で返還する。

- 2 病気その他の理由により、月の初めから終わりまで連続して休所することを前月末日までに園長に所定の様式により提出し、許可された場合は、保育料は、全額免除する。

附 則

- 1 この内規は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この内規施行の際、従前から岡山大学病院保育所を利用している者は、第2条の規定にかかわらず、入所料金は徴収しないものとする。

附 則

この内規は、平成22年10月1日から施行する。

【参考】児童福祉施設最低基準

(職員)

第三十三条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。
ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

- 2 保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上（認定こども園である保育所（以下「認定保育所」という）にあつては、幼稚園（学校教育法第一条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）と同様に一日に四時間程度利用する幼児（以下「短時間利用児」という。）おおむね三十五人につき一人以上、一日に八時間程度利用する幼児（以下「長時間利用児」という。）おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上（認定保育所にあつては、短時間利用児おおむね三十五人につき一人以上、長時間利用児おおむね三十人につき一人以上）とする。ただし、保育所一につき二人を下ることはできない。